

○宇都宮市公衆浴場法施行細則

平成 8 年 3 月 29 日

規則第 24 号

(趣旨)

第 1 条 公衆浴場法(昭和 23 年法律第 139 号。以下「法」という。)の施行については、公衆浴場法施行規則(昭和 23 年省令第 27 号。以下「省令」という。)及び公衆浴場の設置の場所の配置及び営業者が講じなければならない措置に関する基準を定める条例(平成 25 年条例第 21 号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(平 25 規則 8・一部改正)

(営業許可の申請)

第 2 条 法第 2 条第 1 項の許可を受けようとする者は、省令第 1 条に規定する営業許可申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 原湯(浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温湯をいう。)、原水(原湯の原料に用いられる水及び浴槽の温湯の温度を調整する目的で浴槽の水を再利用せずに、浴槽に直接注入される水をいう。)、上り用湯(洗い場及びシャワーに備えられた給湯栓から供給される温湯をいう。)及び上り用水(洗い場及びシャワーに備えられた給湯栓から供給される水をいう。)に水道水(水道法(昭和 32 年法律第 177 号)第 3 条第 9 項に規定する給水装置により供給される水をいう。)以外の温水を使用する場合にあっては、水質検査の結果を記載した書面の写し
- (2) 建物の周囲 400 メートル以内の付近見取図

(平 18 規則 31・一部改正)

(承継の届出)

第 3 条 法第 2 条の 2 第 2 項の規定による相続、合併又は分割による営業者の地位の承継の届出は、営業者承継届出書(相続・合併・分割)によるものとする。この場合において、合併又は分割によるときは、省令第 3 条第 2 項に規定するもののほか、登記事項証明書添付するものとする。

(平 13 規則 14・平 17 規則 4・一部改正)

(変更等の届出)

第 4 条 省令第 4 条の規定による営業許可申請書等の記載事項の変更又は営業の一部若しくは全部の停止若しくは廃止の届出は、申請書記載事項等変更届出書又は営業停止(廃止)届出書によるものとする。

2 [前項](#)の場合において、その届出に係る事項が[次の各号](#)に掲げる事項に該当するときは、[当該各号](#)に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 営業施設の構造設備の変更 その変更部分を明示した図面
- (2) 営業の一部の停止又は廃止 停止又は廃止に係る営業施設の部分を明示した図面
- (3) 営業の全部の停止又は廃止 営業許可書

(水質基準)

第 5 条 [条例第 7 条第 1 号](#)の規定による水質基準は、次のとおりとする。

(1) 水道水以外の湯水を使用した原湯、原水、上り用湯及び上り用水は、[次の表](#)の左欄に掲げる事項につき[同表](#)の中欄に掲げる方法によって行う検査において、それぞれ[同表](#)の右欄に定める基準に適合すること。

1 色度	比色法又は透過光測定法	5 度以下であること。
2 濁度	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法	2 度以下であること。
3 水素イオン濃度	ガラス電極法	5.8 以上 8.6 以下であること。
4 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	滴定法	1 リットル中に 10 ミリグラム以下であること。
5 大腸菌群	乳糖ブイヨン—ブリリアントグリーン乳糖胆汁ブイヨン培地法又は特定酵素基質培地法	50 ミリリットル中に検出されないこと。

6 レジオネラ属菌	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法	検出されないこと(100ミリリットル中に10コロニー・フォーミング・ユニット未満であることを含む。)
-----------	----------------	--

(2) 浴槽内の湯水は、[次の表](#)の左欄に掲げる事項につき[同表](#)の中欄に掲げる方法によって行う検査において、それぞれ[同表](#)の右欄に定める基準に適合すること。

1 濁度	比濁法，透過光測定法，積分球式光電光度法，散乱光測定法又は透過散乱法	5度以下であること。
2 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	滴定法	1リットル中に25ミリグラム以下であること。
3 大腸菌群	下水の水質の検定方法等に関する省令(昭和37年厚生省・建設省令第1号)第6条に規定する方法	1ミリリットル中に1個以下であること。
4 レジオネラ属菌	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法	検出されないこと(100ミリリットル中に10コロニー・フォーミング・ユニット未満であることを含む。)

2 [前項](#)の規定にかかわらず，市長は，温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定する温泉をいう。)その他の湯水を使用するため[前項](#)の基準に適合することが困難な場合であって衛生上危害を生じるおそれがないと認めるときは，[同項第1号の表](#)の1の項から4の項まで並びに[同項第2号の表](#)の1の項及び2の項の基準の全部又は一部を適用しないことができる。

(平25規則8・追加)

(水質検査等)

第6条 [条例第7条第2号](#)の規定による水質検査は，水道水以外の湯水を使用した原湯，原水，上り用湯及び上り用水並びに浴槽内から採取した湯水について1年に1回以上(ろ過器を使用して循環させた浴槽内の湯水にあつては，2回以上)行うものとする。

2 [条例第7条第2号](#)の規定による届出は，[同号](#)の規定による水質検査の結果，レジオネラ属菌が検出された場合(100ミリリットル中に10コロニー・フォーミング・ユニット

未満である場合を除く。)に行うものとし、当該水質検査の結果を記載した書面の写しを市長に提出することにより行うものとする。

(平 25 規則 8・追加)

(遊離残留塩素濃度)

第 7 条 [条例第 7 条第 14 号](#)の規定による遊離残留塩素濃度の管理は、通常で 1 リットル中に 0.2 ミリグラムから 0.4 ミリグラム程度を保持することとし、最大で 1 リットル中に 1.0 ミリグラムを超えないようにするものとする。ただし、ろ過器を使用して温湯を循環させない浴槽で原湯及び原水を常時浴槽に補給する構造の浴槽にあっては、この限りではない。

(平 25 規則 8・追加)

(様式)

第 8 条 [この規則](#)に規定する申請書の様式は、別に定める。

(平 25 規則 8・旧第 5 条線下)

(補則)

第 9 条 [この規則](#)に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

(平 25 規則 8・旧第 6 条線下)

附 則

[この規則](#)は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年 3 月 30 日規則第 14 号)

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 7 日規則第 4 号)

この規則は、平成 17 年 3 月 7 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 31 日規則第 31 号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 22 日規則第 8 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。